

## 空き家対策における財政支援等について

北信越部会提出

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されましたが、増加の一途をたどる「空き家」対策を自治体が積極的に進めていくためには、国による財政的な支援が不可欠であり、支援制度のさらなる拡充が求められております。

また、これらの家屋を解体するにも、所有者にその資金力がない場合や居住者が亡くなった後、相続人が不存在であるケースや相続人の権利関係が複雑で所有者の特定ができないケースもふえており、下記のとおり要望します。

### 記

- 1 空家等対策計画に基づき自治体に取り組む空き家対策については特別交付税措置により支援することとされており、北陸地方のような雪国では、雪の重みによる倒壊のほか、「空き家」からの落雪が通行人や近隣の家屋に被害を与えるおそれもあることから、市が所有者にかわって解体する場合（行政代執行）の費用や所有者への解体費用の助成について、国の財政的な支援の創設または拡充を行うこと。
- 2 老朽危険空き家については、相続未登記等による権利関係の問題など、解体に関しての多くの制約があり、自治体の対応には限界があることから、自治体が直接かつ容易に解体を行うための法制度を整備すること。
- 3 法の対象外である長屋においては、長時間放置される事例も多く見受けられることから、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象に加えること。
- 4 相続人が複数にわたる場合や、資産価値が低く放置される場合において、責任の所在が不明確となることから、登記を義務化し、責任の所在を明確化すること。
- 5 空き家の長期間の放置や増加を抑制するためには中古住宅の流通を促進させていくことが重要であることから、空き家バンクの運用や流通市場へ誘導するための所有者への働きかけなど、良質な中古住宅の流通促進に向けて自治体が行う取り組みに対し、財政的及び技術的な支援を行うこと。